

CHANGE

発行責任者 細田 正樹

発行編集者 教 宣 部

JR 東海労組合員が働く出向会社の設備要求 に対し、安全配慮義務及び施設管理権者として の JR 東海会社に申し入れを行う！！

現在、関連会社の新幹線エンジニアリング株式会社（SEK）大阪支社内修繕職場（「仕業」担当者）に、JR 東海労組合員が出向させられ、新幹線車両の屋根上作業及び客室内の点検・修繕を行っている。

今後、気温が上昇し暑くなると非常に多くの汗をかくことになり、体調管理の観点等から、こまめに下着や制服等の着替えが必要である。しかし現状は、持参できる下着や制服に限りがあり、現場での洗濯・乾燥もできないため、仕方なく汚れや汗に濡れた下着や制服で客室内の点検・修繕を行わざるを得ない状態である。この状態では、空調での冷え込みと外気の温度差などにより健康を損なう恐れがあるだけでなく、座席等の車内設備を汚損する恐れもある上、濡れた衣類などによる動きづらさから労働災害発生の恐れすらある。

以前から組合員は SEK 管理者に対して、仕業担当者詰所付近に SEK 専用の洗濯機や衣類乾燥機の設置を求めているが、未だに設置されていない。その理由を確認すると「SEK から JR に洗濯機と衣類乾燥機の設置をお願いしているが、許可が下りない」との話がある。

この話が事実かどうか確認すると共に、早急な対応を求めて以下の内容を申し入れるので、早急に回答すること。

記

1. SEK から洗濯機設置についての要求があったのか明らかにすること。
2. 要求があったのなら、どう判断したのか理由も含めて明らかにすること。
3. 現状のままでは、SEK 社員の健康を損なう恐れ、座席等の車内設備汚損の恐れ、労働災害発生の恐れがある。JR 東海は関連会社である SEK 社員に対する安全配慮義務があり、かつ施設管理権者としての立場である。早急に洗濯機と類乾燥の設置許可または設置を行うこと。

以上